

第 22 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 27 年 8 月 4 日（火） 10：00～14:55

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員、

〔政府〕 満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、穴戸邦久内閣府地方分権改革推進室参事官、荒木健司内閣府地方分権改革推進室参事官、野村謙一郎内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 27 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 17：診療所に係る病床設置許可の指定都市への移譲（厚生労働省）>

（高橋部会長）医療計画との整合性については、病院の開設許可と同様に、都道府県に同意を求めることで確保できると考えてよいか。

（厚生労働省）診療所の病床設置等の許可についても、病院の開設許可等の権限移譲と同様の考えで措置すれば医療計画との整合性を確保できると考えている。

（高橋部会長）指定都市への移譲に当たっては、一括法ではなく、政令で措置すると理解してよいか。

（厚生労働省）第 4 次地方分権一括法のときに政令で包括的に委任規定を置いていることから、今回も政令で措置できると思う。

（高橋部会長）年末の閣議決定を念頭においたスケジュール感で対応していくと理解してよいか。

（厚生労働省）閣議決定を受けて対応することは可能と考えている。

（大橋構成員）権限の移譲を法的に明確化していくという理解でよいか。

（厚生労働省）許可権限であるので、法令改正での対応が必要である。

（大橋構成員）開設許可、病床設置及び定期立入検査を一貫して行えることや、指定都市における病院の開設許可の経験等を踏まえて、今回、移譲という判断になったのか。

（厚生労働省）病院については、指定都市は定期的な立入検査等の権限を今でも行使している。こうした経験を踏まえると、範囲は広がるが、診療所についても十分対応可能と考えている。

<通番 3：介護保険制度における住所地特例の適用対象の拡大（厚生労働省）>

（高橋部会長）今まで払い続けていた市町村から別の市町村に移った場合、受け入れた市町村が負担増になることは認めるか。

（厚生労働省）介護保険は納付された保険料を当該年の給付に使う短期の保険であるため、必ずしも負担増になるとは言えないが、高齢になるほど介護保険の利用者になる可能性が高いことは事実である。

（厚生労働省）介護保険は、公費と保険料で半分ずつ費用を負担している。公費の部分には、都道府県負担金及び市町村負担金があるが、地方交付税で措置されている。保険料の部分は、現役の方が 2 号保険料として 28% を定率で負担しているので、地元の負担として考慮が必要なのは 1 号保険料の部分になる。この部分に関しては、国庫負担金の中に調整交付金が 5% 相当分設けられており、市町村の高齢化や所得の状況に応じて交付割合の調整を行っており、特に後期高齢者が多い場合には 7% や 10% など高い割合で交付され、1 号保険料で負担する部分が減るので、都市から地方への移住によって地方の負担が増えるとは言えない。

（厚生労働省）給付水準が同じ自治体の場合、収入の分布が均等だとすると、1 号保険料の負担額が同一となるように調整交付金で調整している。このため、仮に低所得の高齢者が増加すれば、調整交付金も併せて増加する仕組みになっているので、給付額の増加を相殺できているというのが基本的な考え方である。

ただし、要介護認定率は、前期高齢者が 4.4%、後期高齢者が 31.7% となっており、80 歳以上になればさら

に上昇する。調整交付金の配分の見直し等により、このようなリスクをもう少し細かく評価する仕組みができるのではないかと考えており、この方が、より適切な配分になるのではないかと。住所地特例の適用対象拡大が必ずしも解決策ではなく、調整交付金が自治体間の高齢者の移住の動きを調整する仕組みとしての機能を持っていると考えていただきたい。

(高橋部会長) 地方交付税によって、市町村負担金、都道府県負担金を全て賅っていると言えるのか。

(厚生労働省) 総務省の基準財政需要額と基準収入額の算定等によるところが大きく、必ずしもそのとおりとは言えない。

(高橋部会長) 確か75%しか賅っていないのではないかと。

(厚生労働省) 負担金そのものを賅っているのではなく、調整率などで調整しているので、自治体によってどこまで賅っているのかということは、地域の状況によって変わってくる部分があることは承知している。

(高橋部会長) 地方交付税で完全に賅ってはいないと理解するので、そこははっきりさせていただけるとありがたい。また、調整交付金が平均5%でフィックスだとすると、これから日本版 CCRC 構想で大規模な住民移動が生じた場合、調整交付金だけで完全に調整できると言えるのか。

(厚生労働省) 65歳になれば必ず介護保険が給付されるという仕組みではないため、高齢者の移住が進んだだけで、給付が急増するというわけではない。高齢化で要介護状態となった際に給付が発生するものであり、実際に要介護のリスクが上昇した段階で調整交付金を上手く運用していく仕組みで対応できるのではないかと。

(厚生労働省) 日本版 CCRC の場合は、移住するのはリタイアされた一定の所得がある元気な方を想定しており、地域で様々なつながりや働き甲斐などをもちながら暮らしていくことを前提としているため、直ちに介護が必要になることが想定されているわけではない。目的意識等も明確なので、比較的要介護認定を受ける割合が低いという研究データ等もあり、逆に通常の移住の場合に比べて要介護認定のリスクも若干低いのではないかと。

(勢一構成員) 日本版 CCRC は、地方創生の目玉として推進されているが、自治体としては、健康な状態で移住してきたとしても、どこかの時点で介護が必要になるという意味で、潜在的な介護リスクがあるのではないかと。提案団体の懸念に対応するには、現時点で将来的な介護リスクが低減されることが明らかになるような制度設計となっていることが重要であり、御検討いただけないか。

(厚生労働省) 高齢化で増加する介護需要の財政的な裏打ちをどうすべきかという点が論点になってくる。都市と地方の間で争いが生じかねないような住所地特例の適用対象の拡大よりも、調整交付金により、介護リスクの上昇に見合った対応をきめ細かくすることで、介護リスクが高まる方が増加した際にも一定の調整がなされるような仕組みとした方が現実的に対応可能かつ自治体全体にとっても公平なのではないかと。

(大橋構成員) 例えば、和歌山県では県内30市町村の97%が負担増を懸念しているということは、説明内容が地方自治体に理解されていないと言えるが、調整交付金の量的な充実や機能的な活用で克服できるのか。

また、今後、地方移住を更に推進していく中で、住所地特例を、今までのような負担の調整という消極的な目的ではなく、積極的な行政手段として活用するような考えはあるか。

(厚生労働省) 日本版 CCRC など地方移住の仕組みが議論されているが、既に市町村間の高齢者の移住は活発化しており、特に県庁所在地のような中核的な都市に人口が集中するという大きな流れがある。このようなデータを示して現状を理解していただくと、住所地特例の適用拡大をすることは必ずしも適当な方法ではないと判断する自治体も多々あるのではないかと。

(高橋部会長) しかしながら、明らかに東京都と大阪府は転出増となっている。日本版 CCRC 構想は、東京都や大阪府を中心とする三大都市圏から地方への移住を誘導していくものであり、このような場合に限って、住所地特例の適用を拡大するという判断もあり得るのではないかと。

(厚生労働省) 現在の制度では、どの市町村間の移住でも、一定のルールに従って施設に入所された場合には前の住所地が負担する仕組みになっている。これに対して、東京圏や大阪圏のような大都市地域から移住した人に限って住所地特例の適用の拡大をすると、地方と大都市との間の問題になってくる。

(高橋部会長) それは政策的な問題であり、国の政策を進めるための話ではないかと。

(厚生労働省) 国の政策とはいえ、なぜ移住元が負担するいわれがあるのかという問題が出てくる。

(高橋部会長) 逆に、政策として引き受けざるを得ない地方からすると、なぜ負担を引き受けなければいけないのかという話になってくるのではないかと。

(厚生労働省) それは通常の移住と同じと整理できるのではないかと。

(高橋部会長) 国が政策誘導を進めようとしているのに、そのような対応で問題ないのか。

(厚生労働省) 政府が進めようとしている日本版 CCRC では、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者住宅の活用を想定しており、既存の住所地特例の適用対象になる。これであれば、大都市部の自治体にも理解が得られると思うが、通常の移住の場合まで含めるとすると、新たな仕組みになり、負担を求める理由を合理的に説明することは難しく、理解を得られないのではないかと。

(高橋部会長) 今まで都会で住民サービスを受け納税していたような方が、日本版 CCRC 構想で地方に移住した場合について、地方がどのように受け止めるのかという問題であり、負担の平等という観点から、一つの制度を検討する意味はあるのではないかと。どのような制度が考えられるかは分からないが、少なくとも現在の調整交付金による調整を経ても保険料に差額が出ていることは事実ではないかと。

(厚生労働省) 保険料の差は、自治体間の要介護認定率の差などに起因するものであり、リスクとしての 75 歳以上高齢者の人口や所得水準については、論理的には調整交付金で完全に解消できている。また、住所地特例では、施設サービスを移住元の自治体が監督することによって自治体の中に飛び地ができるような状態になるが、管理監督は一元的に行うことが効率的・効果的であり、飛び地が多数発生する仕組みが適切であるのかという議論もある。

(高橋部会長) 保険制度という特別な分野の話なので、飛び地になるのかは分からないが、更に理解を深めるためにも調整交付金の制度も含めた財政負担のより詳細な資料を事務局を通じて提供していただきたい。

次に、移住先が、必須サービスのみのサービス付き高齢者向け住宅となる場合についても、調整交付金で対応すると理解してよいか。

(厚生労働省) 後期高齢者の人口が増加し、介護等のリスクが高まった際に、きめ細かく調整していけるように整理していくということに対応していきたい。

(高橋部会長) 要介護認定を伴わない必須サービスのみのサービス付き高齢者向け住宅への移住という想定なので、調整交付金は関係ないのではないかと。

(厚生労働省) 必須サービスのみのサービス付き高齢者向け住宅は、一般の高齢者向けマンションと同じで、一般住宅と整理している。このため、このような移住が増加した際の負担の増加分は調整交付金で調整できるものと考えている。

(高橋部会長) 一般住宅への移住とかなり近いという理解でよいか。

(厚生労働省) そのとおりである。

(伊藤構成員) 必須サービスののみを提供しているサービス付き高齢者向け住宅と、サービスを付加している住宅とでは、物理的に分かれているという理解でよいか。

(厚生労働省) 介護保険の制度上は全く異なるものである。サービス付き高齢者向け住宅のほとんどは食事を提供しており、必須サービスしか提供していない施設は極めて例外的である。食事、介護等のサービスのうちいずれかが提供されていれば、有料老人ホームとして位置づけて規制を掛けており、完全に別のものである。

(伊藤構成員) 日本版 CCRC では比較的年齢が若い方の移住も誘導しようとしており、最初は必須サービスののみ提供を受けている方でも、段階的に付加サービスを受けたいというニーズがあるのではないかと考えられるが、その連続性は意識されていないのか。

(厚生労働省) 必須サービスののみ提供しているサービス付き高齢者向け住宅と付加サービスも提供しているサービス付き高齢者向け住宅は、制度上の位置付けとしては別の施設類型になる。将来的に介護サービスや食事を提供することを考えているのであれば、当初からそのような用意がある施設であることを周知した方が、入居希望者の増加や安心の確保にもつながると考えられる。

(野口構成員) サービスの提供内容で完全に区分できているということだが、資料だけでは十分理解できない。介護保険法上の監督や行政との関わりという点から区分できていたとしても、ユーザーの側から明確に区分できているのかという点も、きめ細かく住所地特例という観点から調査すべきではないかと。

(厚生労働省) 必須サービスののみを提供している施設が、実態上どのような区分になっているのか、将来的に高齢化が進んだ際の対応等をどのように考えているのかといった点を把握するべきではないかということか。

(野口構成員) 自治体から提案があるということは、潜在的なニーズがあると考えられ、その点に関する調査が必要なのではないかと。

(厚生労働省) 提案団体の提案内容は把握している。ただ、要介護となった際に介護サービスなども含めて確保していく用意があるということであれば、現在でも住所地特例の適用対象となっている有料老人ホームに該当することになるので、そのような点も併せて検討していく必要があるのではないかと考えている。

(野口構成員) 調査の実施を検討していただけるのか。

(厚生労働省) 提案団体に対して、そのような検討が必要ではないかと申し上げている。

(野口構成員) 厚生労働省が適用除外施設の関係で、実態調査を既に始める用意があるということなので、サービス付き高齢者向け住宅についても住所地特例との関係で、調査の実施を検討すべきではないか。

(厚生労働省) 適用除外施設の場合と一般住宅に該当する場合は全然問題の性質が違っている。

(野口構成員) 必須サービスのみ提供しているサービス付き高齢者向け住宅を一般住宅とほぼ同様のものと捉えているということだが、そうではないのではないか。

(厚生労働省) サービス付き高齢者向け住宅の実態がどうなっているのか、入居者等のデータがどうなっているのかという点を整理してお示ししたい。

(高橋部会長) 次に、生活保護法における救護施設のような適用除外施設への適用拡大に関してお願いします。

(大橋構成員) 適用除外施設の退所者が介護保険施設に転居することが多いというデータが茨城県から提供されている。適用除外施設が偏在している状況からは、介護保険施設に関して住所地特例を設けた趣旨と共通の問題があると考えられる。介護認定の際の市町村間の押し付け合いや、介護保険施設に入居すべき人が救護施設に残っているなどの支障が挙げられており、このような課題を前提とした上での調査という理解でよいか。

(厚生労働省) 適用除外施設に入居している場合には、介護保険施設と同等かそれ以上のサービスが提供されており、事実上終の棲家として暮らしているということが前提とされていたため、介護保険法を立法した当初は適用除外にしていた。しかし、施行後 15 年経って状況が変化してきているのではないかという指摘もあり、調査の結果、適用した方が適切ということであれば、その方向で整理していきたい。

(高橋部会長) 調査はいつ頃までに終わる予定なのか。

(厚生労働省) 今年度の研究事業の中で実態調査をしたいと考えている。3 年ごとに制度改正を行っているが、昨年、第 6 期の制度改正が終わったところであり、第 7 期に向けての制度改正の検討過程で対応策を具体的に考えていくことになる。

(高橋部会長) 調査が終わった段階で次の制度改正まで待つというのは、いささか迂遠のような気がする。

(厚生労働省) 平成 29 年の春には法案を提出しなければいけないことから逆算すると、あまり余裕がなく、法案のまとめの前に審議会での審議も経なければいけないので、速やかに議論を進めていきたい。

(高橋部会長) 検討をお願いしたい。一般住宅及びサービス付き高齢者向け住宅への移住については、調整交付金による財政調整の仕組みの詳細及び調整交付金の仕組みが CCRC による大規模な移住が発生しても本当に持続可能かどうかということも含めて自治体の懸念があるので、資料を提供願いたい。

<通番 18：介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲（厚生労働省）>

(高橋部会長) 提案の趣旨について、都道府県知事の監督権限を全て移譲してほしいというものではない。現行制度において、登録地だけでなく、業務地の知事も介護支援専門員に対して監督権限を有しているという理解でよいか。

(厚生労働省) そのとおりである。

(高橋部会長) 登録地の知事が有している監督権限を移譲してほしいという提案ではなく、業務地の知事が有している権限を移譲してほしいという提案であり、登録地の知事の権限を奪うものではないというところを理解いただきたい。

(厚生労働省) しかしながら、不正が起きたときは登録に関わる業務に当然結びつく。不正を行っている介護支援専門員がいた場合、業務地であろうが、登録地であろうが、そこで生じた様々な問題は、登録地で処理されることになる。

(高橋部会長) 登録地の知事の権限を奪うという提案ではなく、事業者に対する指導監督権限を一体的に行使するために、介護支援専門員に対する監督権限も並行権限として与えてほしいという提案だと理解している。

(厚生労働省) 登録地と業務地の両者が監督権限を持つということか。

(高橋部会長) 現行制度においても、登録地と業務地の知事がそれぞれ監督権限を有しており、知事同士では並行権限がある。その並行権限の一つを、事業者に対する監督権限を有している市町村に移譲してほしいという提案である。不当介入が生じるというのであれば、今でも知事同士で不当介入が生じているのではないか。

(厚生労働省) 介護支援専門員の登録や研修という業務が、それぞれの自治体で完結する形で行われている。

(高橋部会長) 業務地と登録地それぞれの知事が監督権限を有しており、自治体内で完結していない。登録地の

知事の権限ではなく、業務地の知事の監督権限を指定都市等に移譲してほしいという提案である。提案の趣旨は厚生労働省に伝えているはずである。

(厚生労働省) 提案の趣旨について十分状況を把握していないため、改めて検討したい。

(大橋構成員) 現在の監督システムが非常に合理的という説明であるが、事業所における不正事案に介護支援専門員が関係するものが多いとすると、事業所を監督する市町村が、介護支援専門員に対する監督権限を有することは合理的なのではないか。

また、登録業務と監督業務を一体的に行うことが非常に重要との説明であるが、例えば理容師法などのように、それらの業務を分離することも制度的には十分あり得る。一体でなければ業務が困難になるということが本当に言えるのか。

単なる行政指導と、監督権限を有して行われる指導とは、明らかに実効性の点で違う。現行制度自体が並行権限を規定しているとすれば、監督権限を身近なところに移譲してほしいというこの提案は非常に合理的に見える。

(厚生労働省) 介護支援専門員の資格に関する業務は都道府県が行っており、居宅介護支援事業所の指定及び監督は、現行制度では都道府県、指定都市、中核市が行っているが、今後、全ての市町村に移譲していくことになっており、人に関する指導と施設に関する指導が分離した形になっている。

介護支援専門員に対する指導監督については、登録削除の権限も含めて一体で保有する必要があるというのが基本的な考え方である。一方で、登録削除の権限を有しない自治体でも、並行権限として一定の指導監督権限を与える余地があるのではないかと指摘については、提案の趣旨を踏まえた上で準備ができていなかったもので、検討する必要があると考える。

(高橋部会長) 次回の提案募集検討専門部会の開催前に検討結果を提示いただきたい。

(厚生労働省) 先ほどの理容師法との関係については、介護支援専門員には更新があり、免許を付与して終わりという仕組みではないという点で制度上異なっており、同列には論じられないのではないかと。

<通番 19：訪問看護ステーションの開業要件の緩和（厚生労働省）>

(大橋構成員) 訪問看護ステーションの実績が非常に伸びており、その伸びを減らしたくないという説明だったが、提案いただいている徳島県では、基準緩和の特例の指定を受けてもよさそうな地域について指定されず、訪問看護ステーションの設置が進んでいないということだが、その点についてどう考えるか。

(厚生労働省) 2.5人の配置基準を満たす訪問看護ステーションを設置しようとする場合、その地域の利用者のニーズが十分に把握出来ていない状況では赤字になるおそれがあり、設置が進まない。

それぞれの自治体の判断があるが、当初はサテライトの設置で誘導し、ニーズの把握の状況に応じて、サテライトから本格的な事業所に転換するというのがよくある方法だと理解している。独立した1人の事業所よりも、サテライトの方が、円滑に設置が進むのではないかと。

(大橋構成員) 徳島県の場合、例えば山村振興法による振興山村の地域においては施設がなく、その近隣に対象拡大を希望する地域があると聞いている。基準緩和の特例の対象となる離島等の地域の基準は告示で定められており、基準を緩和しなくても提案内容は実現可能とのことであるが、徳島県の例を念頭に置いて、当該特例の対象地域の拡大を認めるという趣旨と理解してよいのか。

(厚生労働省) どこにどのような訪問看護ステーションを設置したいのかという個別の話を伺わないと何とも言えない。制度改正又は介護保険事業計画の改定の度に、全国の自治体に照会して要望を把握しているが、徳島県からはそのような提案は、今までなかったと聞いているので、話をよく聞いた上で対応させていただきたい。

(大橋構成員) 基準の明確化という観点では、例えば山村振興法で対象地域が指定された場合は、自治体も把握可能だが、その他の地域の指定ということについては分かりにくいので、自治体から相談を受けた際は対応するというような通知等を発出していただきたい。現行制度で配置基準を緩和できるということであれば、そこをはっきりさせることで提案団体は救われるのではないかと。

(厚生労働省) 個別の具体的な相談があれば話を承りたい。しかし、本当に常勤看護職員が1人で訪問看護ステーションを運営できるのかということは、根本的な問題として残るのではないかと。

(勢一構成員) 東日本大震災の被災地で、実際に1人で運営した際に、大変な状況だったという説明だったが、実際にどのような支障があったのかを示してほしい。また、そのような問題があったとしても、東日本大震災の被災地という、かなり特殊な状況であり、通常の地域とは異なる部分もあるのではないかと。被災地の状況を

踏まえて、徳島県の例などに当てはめる形で検討してほしい。

(伊藤構成員) サテライトの活用が難しいという状況では、例えば、複数の事業者の間で、バックアップ体制に関して協定を結んだり、連携するという形で対応できる場合に、特例的な扱いを認めてはどうか。

(厚生労働省) 複数の事業所で連携できるのであれば、単独の法人とした方が、利用者から見ても安定した仕組みになるのではないかと。

また、訪問看護ステーションは、訪問看護そのものの業務に加えて、管理業務等が多岐に渡り、一定程度の余裕がないと運営できないとされている。そのため、サテライト等の仕組みを活用しながら、大きなグループとして運営していくのが現場の職員の負担の軽減という観点からも望ましいと考えている。

(高橋部会長) 配置基準 2.5 人を緩和してほしいというのが提案の趣旨なので、例えば、常勤 1 人に加えて非常勤 0.5 人の計 1.5 人を最低基準として例外的に指定するなど、基準の緩和方法は、必ずしも 1 人又は 2.5 人に限られるものではないのではないかと。

(厚生労働省) 仮に 1.5 人の事業所の場合、サテライトが 1 人でも 2.5 人の基準を満たすと言える。

(高橋部会長) サテライトは主たる事業所と一体でなければならぬため、一体的運用が可能でないところでは活用が難しいのではないかと。

(厚生労働省) 一体的運用が望ましいが、例えば県を跨いだ運用も認めている。

(高橋部会長) それは通知等で示されているのか。

(厚生労働省) 特に明記していない。

(高橋部会長) サテライトにおける一体的な運用について、遠距離の県境を跨いで立地している場合も認められるのか。

(厚生労働省) 本体の事業所とサテライトが離れている場合、サテライトの職員が訪問看護の終了後、本体の事業所まで報告に向かなくても差し支えない。本体の事業所とサテライトの距離は短いことが望ましいが、都道府県を跨いでいても構わない。

(高橋部会長) そうだとすると「一体的運用」という表現が不適切なのではないか。

(厚生労働省) 全くの遠隔地を想定しているわけではないが、運用を比較的柔軟に行っているというのが現実である。

(伊藤構成員) 運用を柔軟に行えるのであれば、事業者が同じである必要は必ずしもないのではないかと。

(厚生労働省) 事業者が異なる場合、給与計算や行政機関に対する申請等を、どの事業者が担うのかという問題がある。その場合、結局、サテライトに 1 人で勤務している職員が担うことになり、管理コストの削減にならないのではないかと。

(大橋構成員) サテライトの設置が今の説明のように柔軟に認められることについて、事業者に対して情報提供されているのか。柔軟に運用されているモデルケースを示すことで、サテライトを選択肢として活用しようということになるのではないかと。

(厚生労働省) PR に努めていきたい。

(高橋部会長) 「一体的運用」という文言は、どこに示されているのか。

(厚生労働省) 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 31 日保発第 70 号・老発第 397 号）」という通知の「第 1 総論」の部分で「一体的」という文言を示している。

(高橋部会長) この通知の内容は、先ほどの説明と乖離しているのではないかと。都道府県を跨いでいる場合は、急遽代替要員が派遣できるような体制にあると言えるのか。

(厚生労働省) 訪問看護は、医療サービスに近い介護サービスのため、利用者の状態が急変した際に、最低限のサービスへのアクセスを確保しなければ責任が果たせない。このため、運用を柔軟にすることはもちろん念頭に置いているが、必要最小限のものであると考える。

(高橋部会長) 本体の事業所 1.5 人、サテライト 1 人で可能だということか。

(厚生労働省) サービスが提供できないということが許される性質のものではないため、柔軟にするとは言っても、サテライトを束ねるオーバーヘッドの部分は一体的にやる必要があるということを行っている。

(大橋構成員) 一体性を制度上担保するために同一法人とするという趣旨は理解できるが、例えば協定で、一体性を担保することは考えられないか。

(厚生労働省) 実際に人員のやり繰りをするということになると、派遣費用等のコストがかかるので、コストをフェアに共有するという点では、法人という単位でなければならない。異なる法人間で協定を結んだとしても、

出費を伴う内容であるため、利害が異なり、協定が守られないことも想定される。このため、リスクや経営資源を共有できる法人単位とすることが最適ではないかと現時点では考えている。

(勢一構成員) 同一法人とすることで一体性を担保するという趣旨自体は分かるが、社会の状況は変化しており、自治体の行政サービスも広域連携を軸にしていく方向に動いている。地方自治法の改正で、広域連携の中には、連携協約等を用いて進めるといった仕組みが導入されたので、介護サービスの分野も広域連携ができるよう検討することで持続可能な制度になるのではないかと。

(厚生労働省) 介護保険制度そのものは、一部事務組合や広域連合といった仕組みを利用している自治体も多々あり、総務省から見ても、自治体間連携のモデルとなったような制度である。

事業者の形態としては株式会社が多いが、株式会社間でどのような仕組みを作っていくのかということについては、工夫できる部分があるかもしれない。絶対に同じ法人でなければいけないのかと問われると、要件を定めて、一体的と判断できるように連携体制を確保するという工夫ができるかもしれないが、研究の余地があるのではないかと。

(高橋部会長) 例えば、協定を届出制にして内容を確認する若しくは時限的に連携可能な期間を決めて、後に一体化するなど、様々な誘導策が考えられるので検討していただきたい。

また、先ほどの大橋構成員からの特例対象地域の指定基準の緩和の件については、指定地域の判断基準を示したり、制度の使い勝手を改善するため、自治体の意見・要望の把握が容易になるような内容の通知を考えていただきたい。

(厚生労働省) 一定の基準で指定ができるかという点について、即答はできないが、自治体の事情を把握して個別に相談に応じていきたい。

(高橋部会長) 地方では過疎化が進んでおり、従来の山村振興法の指定地域に限らず、体力が弱っている自治体も増えているのではないかと。そのような事情があるから指定地域を見直すということで、対象地域の拡大を図るという方法もあり得るのではないかと。

(厚生労働省) 我々としても訪問看護を拡大していきたいが、一方で、1人事業所を設けた結果を目にしているので、非常に心配している。看護師が疲弊してしまい、結果的に訪問看護が広がらないという足枷になりかねないという点を危惧している。対象地域を拡大するという提案は理解できないわけではないが、それが訪問看護の拡大に資する方法なのかという点については、考えなければならない課題がある。

(高橋部会長) 例えば、今後特例を拡大する地域は、配置基準を1.5人とするなど、様々な方法があるのではないかと。

(厚生労働省) 現場との対話を大事にしたい。自治体からの意見は訪問看護に限らず傾聴させていただいている。

徳島県のニーズについては、どうしても全国的に制度を変えなければいけないような対応が本当に相応しいのかという疑問がある。1人で訪問看護を行うことで、事業者が参入しやすくなるというメリットもあるが、一方で様々な危惧もある。

サテライトを柔軟に運用することも含めて、我々としては一通り制度を設けているつもりなので、それでもなお現場のニーズに対応できていないのではないかとという点を、自治体の状況も把握しながら検討していきたい。その上で、制度が活用されていない部分があれば、その活用方法や事例の紹介といった対話を通して対応させていただく方が、訪問看護を拡大していく上では、ルールを変更することを前提に議論するよりも適当なのではないかと考えている。

(高橋部会長) サテライトの運用を柔軟にしているという説明だが、少なくとも通知を読む限りでは、厳格に運用しているように読めるので、例えばQ&Aで、柔軟に運用可能という通知を発出し、サテライトの需要を掘り起こすことは、制度を変えなくてもできるのではないかと。

(厚生労働省) 周知徹底するよう対応していきたい。

(大橋構成員) 特例の対象地域の指定基準も、告示という形式で、読み取ることが難しい。徳島県として対象を拡大したいと考えている地域が、個別法で指定された地域とは重なっていないということなので、そのような地域についても対象とできるといったメッセージを発出することが重要ではないかと。

(高橋部会長) 特例対象地域の指定基準の緩和について、自治体の要望を個別に相談することは可能ということか。

(厚生労働省) サービスを継続的に提供するためにはマンパワーの確保が重要であり、東日本大震災の特例での規制緩和を継続するかどうかという点においてマンパワーの確保が論点だった。保険者である自治体がどう考

えているのかということも含めて、可能な限りきめ細かく対応していきたい。

- <通番2：サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲（国土交通省、厚生労働省）>
- （高橋部会長）都道府県の高齢者居住安定確保計画において、市町村計画への委任規定を置くことにより、市町村で登録基準の強化・緩和が可能であるとのことだが、法制上の根拠はどこにあるのか。
- （国土交通省）法制上、都道府県の計画で内容を定めており、都道府県の計画に、「市町村に委任する」と書くのか、あるいは市町村と協議し、その内容を都道府県計画に書くのか、ということになる。
- ただ、あくまで都道府県の計画であり、その点をどう考えるかという部分は残ろうかと思う。
- （大橋構成員）都道府県の計画が市町村の計画に委任できるということであれば、委任規定を法律にきちんと置くべきである。運用上、都道府県計画において委任規定を置き、それに基づいて市町村が計画を策定しているというだけで、市町村計画自体についての法的根拠はないのではないか。
- （国土交通省）御指摘の点については問題意識を持っているが、現時点においては、あくまで都道府県計画に委任規定を置くか、市町村との協議の中で対応いただくものと考えている。
- （大橋構成員）現行法令上、提案内容は実現可能という説明だったが、運用で市町村計画への委任が行われているからといって、権限が与えられているという評価はし難い。規制内容の根拠になる計画は、法律上、都道府県が策定することになっており、これを動かすということであれば、法律、政省令で対外的に示すというのが一般的なルールである。
- （国土交通省）都道府県に実態を聞いたところ、協議を通じて市町村の介護施策等との整合性も図られているとのことである。このため、現行制度のもとで、対応が可能であると回答している。
- （高橋部会長）協議の仕方も市町村に権限移譲した上で、都道府県との協議を義務付ける形も考え得る。明確な法律上の根拠がなく計画規定により委任するというのは、規制の枠組みとして危ういのではないか。また、明確な法律上の根拠なく計画の中で委任するのでは、委任されなければ権限が移らないのであり、制度として移譲するのが、地方分権の観点では大原則である。
- （国土交通省）意欲ある市町村が適切に対応できるよう、現行でも様々な工夫等を行っている。
- （高橋部会長）福井市の提案は希望する市町村が対象なので、意欲ある市町村には是非権限を与えてほしい。
- また、事務処理特例や法令上の根拠がない委任の場合は、計画策定費用が出ないと思われ、交付税措置もとられないのではないか。
- （国土交通省）交付税の話については、事実を把握していない。
- （高橋部会長）恐らく、運用上で計画を作っているのでは、財政措置はないのではないか。正式に権限移譲を行えば、財政上の措置がついてくるので、全然効果が違うので、是非権限移譲する方向で検討いただきたい。
- （大橋構成員）福井市はサービス付き高齢者向け住宅の整備に力を入れたいが、面積要件等により郊外に偏在している現状がある。国土交通省の都市再生特別措置法のスキームでは、福祉系や教育系の施設を地元市町村がマネジメントするなど、市町村中心にコンパクトシティ化を進める方向で施策が検討されてきているところであり、住生活基本法などで、住宅供給の権限を県のレベルに置いておくのは地域の需要にも合っていない。
- （国土交通省）先般、都市再生特別措置法を改正し、市町村で立地適正化計画を策定できることとするなど、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進しているところ。サービス付き高齢者向け住宅の補助金の交付申請においても、今年度から、地元市区町村に意見聴取を行うこととしている。昨年度、有識者にお集まり頂き、サービス付き高齢者向け住宅に関する検討会を開催したが、同様の意見を頂いたところであり、前向きに取り組んでいるところである。
- （大橋構成員）全体の政策誘導の中で、まちづくりを支援する方向で動いているならば、柔軟に対応していくべきで、委任を運用レベルでやっているのならば、制度的に具体化して政策とすべき。
- （高橋部会長）サービス付き高齢者向け住宅の検討会での議論については、どうなっているのか。
- （国土交通省）検討会では立地の在り方について、郊外に立地が進むことに対する対策や、この提案とは離れるが、提供するサービス内容の適正化について検討している。
- （高橋部会長）次のヒアリングまでに、計画策定権限の移譲について御検討いただけるか。厚生労働省の見解はどうか。
- （厚生労働省）厚生労働省の立場としては、介護保険のサービス水準等、福祉の推進の観点について、現場の実態も考慮しながら、国土交通省と検討したい。

(国土交通省) 構成員各位と同じ問題意識を持っているとは認識している。いつまでに何ができるか等、厚生労働省と検討したい。

(三宅次長) 10月上旬に第2回のヒアリングを予定しているので、その時に一定の検討結果を示していただきたい。

(高橋部会長) 市町村に権限を与えた上で都道府県との協議を残すという選択肢に、手挙げ方式も含めて十分に御検討いただきたい。

(国土交通省) 提案は、市町村に全部任せるようにとも読める。都道府県も市町村もそれぞれ役割を担っているところで、それを抜きにしてというのは正直考えにくい。頂いた御指摘を踏まえて、実態も見ながら更に考えていきたい。

<通番 13：公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和（国土交通省）>

(高橋部会長) 効率的かつ公営住宅としての一体的な利用という観点から、公営住宅を集約化する必要性があることは、認めていただけるか。

(国土交通省) そのような取組は実際に事業主体で行われており、非現地、現地問わず財政支援できるような制度の措置をしている。

(高橋部会長) 集約化を進めていく上で、明渡請求権がない形での集約化は極めて困難だと自治体から提案が上がっている。事務局、ヒアリング結果を教えてください。

(三宅次長) 埼玉県からヒアリングをしたところ、非現地の場合、何年も空室を抱えたままで退去を待っており、非常に時間がかかるということを知っている。

(高橋部会長) 実際に、そのような支障事例が出ており、集約化の必要性がありながら、法制上のネックによって集約化が進まない。かつ、現存の公営住宅の住環境も極めて悪化している状況だと、本末転倒ではないか。

(国土交通省) 例えば、4つの団地を集約する際には、一般的にはそのうちどこかの1団地に集約するパターンが多いと思うが、その1団地に関しては法定建替えとなり、残りの3団地については非現地建替えとなる。

おそらく、埼玉県の提案は、その残りの3団地にお住まいの方に新しく建てた団地に移住することをお願いしたいけれども、なかなか同意を頂けなくて、3団地のどこかにそのまま住み続けたいと言った結果、その3団地を除却することができないということかと思うが、住環境の改善という点から言えば、集約する1か所については法定建替え、現地建替えとなり、住環境は改善されるので、あとの3か所は、移住が済んだ段階で除却をする。

公営住宅法38条で規定する「現に存する公営住宅を除却するため必要」であるかという点でいうと、行政の効率化のために、借地借家法の特例である公営住宅法上の明渡請求のような強行規定とするのは、法律上、極めて難しいのではないか。

(高橋部会長) 埼玉県が支障事例として言っているのは、1つに集約するという事例なのか。

(三宅次長) そういう事例が1つ上がってきている。

(高橋部会長) 新しい所を見つけて集約することも含めて御提案があったと記憶しているが。

(国土交通省) 新しい場所には建てられる。古い公営住宅の居住者に、新しい場所に公営住宅を用意しました、移っていただけませんか、移転費についても公費で負担しますと言ってお願いしたときに、どうしても動かないという人にまで言えるかというところが今回の論点である。

(高橋部会長) 実際上は、財政的な負担がかなり大きい。かなりの長期間にわたって4団地を維持することとなり、自治体の公営住宅の管理上かなり負担なのではないか。

(国土交通省) それはどういう形で居住者さんが残られるのか、どの程度残られるのか、建物の中に散在して残られるのか、どこかの1棟にまとまって残るのか等事例によって変わる。

(高橋部会長) 同じ団地の中で移動する場合も、任意ではないか。

(国土交通省) 任意である。なので、極端に言えば、1棟の中にたった1人が残っているがために建物を管理しなければいけないという管理コストは発生する。

(高橋部会長) それがかかなり事業者については負担であるというのは実際そうだと思う。ただ、いわゆる居住者保護という観点から、どうしてもできないというのが主張だと理解していいか。

(国土交通省) 強制的に明け渡して、移転していただくということは法制的に極めて困難ではないかと我々は考えている。我々としても、集約化を進めていきたいとは思っている。

(高橋部会長) 借地借家法とのアナロジーという発想もあると思うが、それは高度成長期の人が増えていって、どんどん住宅も増える中での発想である。今日のいわゆる人口減の中で、かつ自治体の規模も縮小している中で、借地借家法の拘束というか、くびきから発想を変えていただく必要がある。

公営住宅の点でいえば、民間の場合と違って、再入居権の保障などかなり手厚い保護がある。そういう中で、現地建替えと同等の保護がなされなければならないという発想は、そこまで借地借家法とのアナロジーを強く持つ必要はないのではないかと。

(国土交通省) 公営住宅の場合、移転料は引越代に相当する。一方、民間の明渡しの場合、正当事由に当たるかどうかのときの給付は立退料であるということが、過去の判例などにおいても認められているところであるが、恐らくそういった金銭的な出費は、自治体としてはとても耐えられないと思うが、そこまでコストをかけられるのか。

(大橋構成員) 民間の賃貸の場合と比較して、家賃が通常のマーケットよりも安い部分は、補助金というか公的給付が入っている家賃構成となっている。そのような形で住居をお借りになっている方が、民間と同じ形での補償がないと権利保障に欠けるのか疑問である。再入居先は確保します。移転料も出します。それで、移ったところでは引き続き低廉な家賃という形での住居が保障される。それ以上の補償はオーバースペックではないか。

(国土交通省) その法制的な観点に関しては、民法の先生にもお話を伺った。新たな場所に公営住宅を建てて、集約をするというときに、現に存する公営住宅を除却する必然性はなく、行政側の事由のみで、民事裁判に訴えることもしないで、入居者を強制的に新たな場所に移住させることを可能とする立法案というのは、憲法 22 条との関係などを考えても、法制局が認めるとは思えないとおっしゃっていた。

(高橋部会長) 民法の先生だけではなく、憲法と行政法の先生に聞いていただきたい。この問題は、特例法的な世界なので、行政法学者の学問的な通念というものもある。いろいろな見解を見たほうがよい。

(大橋構成員) 民法の固定的な従来の考え方に乗っていれば安全かもしれないが、結局集約という政策は進まない。

集約的に公営住宅を整備していくというのは、長いスパンで見れば、これからの課題だと思う。入居者が埋まらなくてわずかになっているようなものを複数抱えているというのは、行政コストとしても非常に無駄が多い。そうしたときに、公営住宅を除却する必要というのが、本当に現地での建替えだけなのか。それとも、公営住宅の政策を進めていく上で、ある程度集約のために A という公営住宅を除却する必要が政策上あるのだということも 38 条で読めないか。

(国土交通省) 集約化をするときに、老朽化した既存の住宅に何人かの方がどうしても住んでいたいと言っていたときに、期限を切って明渡しを強制できるものなのか。

そこまでの強制的な明渡し請求が、除却をした後どうするのかという説明もなく、例えば 2 年以内に移転させてまでそこを除却しなければいけないという条件が整うかどうかということもある。現時点においても、例えば、収用事業など除却後の跡地利用について明確であれば、それは別のアプローチでできる。自治体の財政負担を軽減するために、その土地を民間に売却することが正当事由として認められるか。

(大橋構成員) 立ち退いた後の跡地利用が、私は別に収用事業である必要はないと思う。そこを有効活用できるのだということをきちんとオーソライズするような全体の計画を市町村が示せば、必要と認めることができるのではないかと。

お聞きしたいのは、実務の立場から現地建替えが必要だというときには、38 条と、2 条の定義規定も関係してくるのか。それとも、専ら 38 条が根拠であるのか。

(国土交通省) 公営住宅法 2 条 15 号の定義は、現に存する公営住宅を除却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建てるということであるから、必然的に古い建物の除却が必要となり、38 条の、「現に存する公営住宅を除却するために必要があると認めるとき」ということになっていくと読める。

38 条と説明しているが、当然 2 条 15 号の定義とともに 38 条もということである。この 2 か所が法定建替えで明渡し請求をするに当たっての要件となっていると思っている。

(高橋部会長) 現地建替えに準ずるような形で、ある種の公益があればいいということが客観的に認定できれば、立法上は内閣法制局等と協議いただいて、明渡し請求権を付与することは、可能なのではないかと。

是非、民法だけではなくて、行政法学者とか、憲法の先生も入れてもいいと思うが、そういう検討の場を設けていただけないか。

- (国土交通省) 明渡請求権はあくまでも借地借家法の特例規定となっているので、少なくとも民法学者2名だが、かなり否定的な意見を受けている。
- (高橋部会長) 1名の方についてはかなり積極的な意見を聞いたと事務局から聞いている。
- (国土交通省) 事務局が積極的な意見を聞いたというが、私たちは、その先生に、こちらの事務局が行かれた後に行って、極めて否定的な見解を聞いた。
- (伊藤構成員) 別の観点であるが、平成27年1月30日付けの通知で非現地建替えの場合の財政支援を行うということだが、具体的にどういうことか。例えば集約化を図るときに、1戸、2戸、どうしても同意しないところが残っていて、それをずっと管理し続けなければいけないことに、今の枠組みだとなるが、その間ずっと財政支援を考えられているということか。
- (国土交通省) 除却費の財政支援を行っている。かつては、非現地建替えの場合は財政支援の対象になり得ないとなっていたが、近年は跡地に公営住宅を建てない場合であったとしても、国の財政支援対象にしたということを通知の中で書いている。
- (伊藤構成員) やはり自治体からすると、コストとしては後年度にずっと管理し続けなければいけないということまで含めた負担というのがあって、こういう提案になっている。結果として、有権者、納税者に非常に大きな負担を掛けているという観点からすれば、行政が勝手に集約化するという話ではなく、財政的な効率とか、あるいは納税者の負担、全体の公共の福祉を考えているものであり、正当な理由に当たるのではないか。しかも、国交省としてはその後年度の負担を補助するスキームもないということであれば、やはり自治体にとっては相当な負担感があると理解している。
- (国土交通省) 公営住宅の後々の維持管理に関しては、一定期間経過後は、自治体の家賃収入によって賄うという仕組みになっている。また、建て替える場合には、家賃収入をもって充ててもらっているという形になっている。
- (野口構成員) 昨年の議論の再燃になるかもしれないが、1点目は、借地借家法28条の一般的な解釈として、現地建替え要件が付いているということは確かなのか。
- (国土交通省) 今の御質問のような形で事務局が民法の先生に聞かれたと聞いているが、「借地借家法28条の要件に現地建替えがありますか。」と聞けば、そんなものはない。論点はそこではなくて、公営住宅法の法定建替事業あるいは38条のところで、現にあるものを除却する必要性が認められるかどうかである。
- (野口構成員) 2点目は、時代状況も随分変わってきて、建替えのニーズなども変わってきている中で、38条の対象になる建替事業という概念そのものを見直す余地はないか。全く入居者の保護要件を幾ら拡大しても現地要件を撤廃することは不可能と言い切らず、検討の余地はあるのではないか。
- (国土交通省) 公営住宅建替事業は、借地借家法の特例であるところ、借地借家法については戦前以来の立法あるいは改正の経緯、判例の積み重ねによって、5つの契約更新拒絶の正当事由要件があると考えられている。
- そのひとつに、賃貸人と賃借人の双方が建物の使用を必要とする事情ということが挙げられている。公営住宅建替事業が、現地でなければいけないとしているのは、まさにこの土地にこの建替えをするという事情が貸し手としてあるかどうかという考えを前提に、現行の公営住宅法の規定がある。
- 民法の先生に聞いたところ、現地で建物が要るから、ここに建物を建てる必要があるからという事情を酌んで特例となっているから、ここの土地は要らなくて、場合によっては売却とか、別の場所に建てる時に同じようなことを考えるのは、難しいと聞いている。
- そういう観点で、現地か非現地かは致命的に違っていると理解している。
- (高橋部会長) 入居権保障とか、他のものが公営住宅の場合ついてきているから、借地借家法が全ての判断基準になるとは考えていない。
- 是非どこかオープンな場で、憲法学者、民法学者、行政法学者、住宅政策、いろいろ御専門の先生で広く平場で御検討いただく場を設けていただけないか。
- (国土交通省) 話し合いの機会自体はもちろん結構。ただ、基本的に公営住宅は民事法的な形でできている法律であるから、かなり民事の考え方に引っ張られる。
- (大橋構成員) マーケットとか、公営住宅をめぐる事情とか、集約に関しての執行コストがこれだけ自治体の財政負担になっている時代には、このまま公営住宅を存続しておくことはできずに、集約する必要があるのだということ、例えば財政面の何か計画を作ったり、審議会とかで、それほど住環境が変わらないようなことを確認してという形で、現行の規定のままだときついかもしれないが、そこを拡充して、集約も促進して、明

- 渡請求ももう少し柔軟に使えるようにするという考えはないか。
- (国土交通省) 法律的な制約が大きく、立法上は非現地建替えについては、助成面とか運用面で工夫しながらやっていくしかない。
- (高橋部会長) 民法の先生にお聞きになるのは非常に重要だと思うが、これだけ公営住宅建替えについていろいろ新しい政策課題が出てきているので、そういう意味では民法というくびきから逃れられるかどうかも含めて、是非専門家の御意見をオープンな場で御検討いただくという機会を持っていただけないか。
- (国土交通省) 機会はもちろん、是非御議論させていただきたい。
- (高橋部会長) 公営住宅についての審議会はどこか。
- (国土交通省) 社会資本整備審議会住宅専門分科会がある。
- (高橋部会長) 公法の先生も参加されていると思うので、是非特別な研究会でも作っていただいて、御検討いただきたい。
- (国土交通省) 私どもはそういうことは考えていない。
- (高橋部会長) では、どのような場で議論するのか。
- (国土交通省) この分権の流れの中で、そういう機会がセットされるのであれば、私どもはそういった議論には参画させていただき用意がある。
- (高橋部会長) では、事務局とも相談しながら、考えたいと思う。

<通番 26：公営住宅の一部入居者（生活保護受給者又は一定の認知症患者）に対する収入申告の義務付けの緩和（国土交通省）>

- (高橋部会長) マイナンバー制度が導入されると申告制度が抜本的に変わると考えられるが、マイナンバー制度への対応について検討を行っているか。
- (国土交通省) マイナンバー制度への対応は、今後の研究課題とさせていただきたい。
- (高橋部会長) 実施を検討している調査について、閣議決定が年末であり、日程を示していただくと議論がしやすいがどうか。
- (国土交通省) 年内に調査結果の分析まで終わるとするのは厳しい。いずれにしてもきちんと調査をした上で、どうするのかというのは、次年度以降、検討させていただきたい。
- (高橋部会長) 具体的にどのような調査を予定しているのか。
- (国土交通省) 対象者及び手続について、調査を行う。手続については現在全て申告をすることとなっているが、申告漏れの結果、近傍同種家賃の支払いを余儀なくされている入居者がどのような類型でいて、どのような実態があるかを確実に押さえる必要がある。
- また、現行制度上は減免などの規定や何らかのサポートで結果的に申告がされているという事例もあるかと思われるので、その辺の実態をきちんと見極めた上で、対象者及び手続について、都道府県、市町村に調査をして実態を把握したい。
- また、例えば、県営住宅について収入申告の代理等を行う場合、生活保護の事務は市町村の事務になるので、実際の事務手続についての都道府県と市町村の連携・協力についても調査を行う必要がある。
- (高橋部会長) ですから日程感がいただけると、と言ったのだが。いくつかピックアップして調査すれば、1か月から2か月で可能とも思えるが。
- (国土交通省) 通常、制度改正を念頭に置いた実態調査となると、数か月、分析も含めれば最低半年ぐらいはかけて行うのが通例である。ピンポイントの調査ではなく、全事業主体に漏れているパターンがないように聞く必要があるので、一定の時間は頂きたい。
- (高橋部会長) そのような日程感で事務局はいかがか。
- (三宅次長) 年末に向けて、各省全てをお願いをしているので、できる限り、極力やっていただきたい。
- (高橋部会長) 中間的な結果報告でもしていただければと思うが、前提として、基本的には導入の方向で検討いただくということよろしいか。
- (国土交通省) 提案で指摘されている課題はあると思っているので、それはきちんと検討させていただく。
- (高橋部会長) 是非中間的な報告をいただくことと、前向きに検討していただくことはお願いしたい。
- (勢一構成員) 前向きに御検討いただけるということで、是非お願いしたい。

公営住宅の入居者の案件については、生活保護受給者であるとか、認知症患者とか、社会的弱者を何とかフ

オーロしたいという自治体の思いがある。地方分権の提案募集の仕組みも住民の生活の改善を大変重視している。調査等大変だと思うが、できるだけ早く御検討いただきたい。

(大橋構成員) 収入申告要件を導入した際には、生活保護法第7条を参考にしたと思われるが、生活保護法においても7条は申告主義だが、ただし書でその例外を認めている。生活保護法との整合性を考えていただくということであれば、職権認定も何ら不思議なことではない。生活保護法との整合性と、先ほど御説明いただいた自治体間の連携手続についても検討いただきたい。

<通番 29：公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化（国土交通省）>

(高橋部会長) 昨年からの課題であるが、条例委任については、実際にニーズがあるところがある。国の基準で実施して問題がない自治体であれば、従前どおり国の基準でやっていただければいい。一方、入居できない者とのバランスがとれずに、問題が生じている自治体がある。そういう意見があるところが32団体あるということは国土交通省の資料でも、確認できたと思われる。

昨年度は、提案団体のみで全国的なニーズがあるかどうかかわからないということで、次年度に持ち越しになった経緯がある。事務局の調査でも、提案団体ではかなり支障が出ているということである。こういう支障事例を踏まえて、もう少し御検討いただきたいが、いかがか。

(国土交通省) 基準を下げたいという自治体もある一方で、差が付くと困ると言っている自治体もある。そこは両方見る必要がある。また、これは法律の根本的な問題であり、公営住宅法の中でも法的にも一番シビアな部分である。本来居るべきでない者への明渡請求及びそのための強制執行の基準になっているものであるから、ある程度客観的に明確でないと、法律的には難しい。

(高橋部会長) おっしゃったように、実質的にいえば、要保護性が低い者について退去いただくということである。要保護性が低い者について、法的根拠としては法令に基本的な基準が定まっていて、条例制定権の行使に従って条例で線引きを具体化する。これは合理的な法制度なのではないかと考えるが、どうか。

(国土交通省) そうであれば、国で地域毎の基準を定めればいい。

(大橋構成員) 国土交通省のアンケートでは、実際の状況として日本全国が統一的な状況にはなく、かなり相反した状況が認められる。提案団体のように公営住宅が満杯になっていて、待ちが続くところについては、一律の基準で実施すると、その反射的な問題として入居したいというニーズのある人たちに不公平な結果が出る。その不公平な結果を改善するために、国準拠の基準から、合理的な理由により一段階別基準を条例で策定するというのは、相反する状況に適合する法システムという点では適合的なものではないか。むしろ相反した状況の中で、一律の基準で実施することの方が無理があると思われる。

(国土交通省) ただ、仮に条例に委任するとなると、何らかのバラつきが出ることになるため、国で上下の基準を設定する必要がある。そこを説明しきれぬかどうか。

(大橋構成員) 例えば、国の基準から一定割合を参酌基準とすることも考えられる。また、自治体が条例を作るということになれば、それなりの立法事実を自分で出さなければいけないという覚悟はあるということである。地域の近傍家賃と実際の待機者の状況に鑑み、需要がある中で、こういう順番でやりたいというのは、理由がたつのではないか。

(国土交通省) 少なくとも、今住んでいる所に住むという権利を失うものであり、強い制約がかかる基準なので、国として明瞭な基準を定める必要があると考える。

(大橋構成員) 高額基準の前提は、その要件を充足する者は全国どこでも自宅を持てるというものである。基準制定時のコンメンタールなどを見ると、東京23区の中で60㎡ぐらいのマンションを新規に買える内容とされている。入居権を奪うといっても、民間の家賃を払って住まうことは当然できる状況にあるわけで、他方で同じ自治体で、住居がなくて低廉な家賃でしか住めないという者が並んでいる。そういった状況に鑑みれば、この基準は高過ぎるのではないか。昭和56年の基準を、その後の賃金とか雇用状況を反映した形での統一基準としているのは、かなり硬直的なイメージがあるが。

(国土交通省) 基準が高過ぎるということであれば、国で一律に引き下げればよい。現に平成21年施行令改正で高額所得者の収入基準の引下げを行っている。

(高橋部会長) 全国どこでも自宅を購入することが可能な年収という基準は、逆にバランスがよくないのではないか。要するに実際に近傍で住めればいい。そうであれば、近傍家賃というものが1つのある種のメルクマールになってしかるべきで、それを捨象して全国统一でなければいけないという非常に硬直的ではないか。

生活保護も住居地等で多少の高低があるわけなので、全国一律でなければいけないという発想は、今の時代にかなり合わないのではないかと。今、大橋構成員がおっしゃったように、近傍家賃とか、客観的なものを考慮して決めなさいと。標準は設けて、それを参考として押さえれば、あとは客観的で、合理的な基準を条例できちんと定めることは可能なのではないかと。

(国土交通省) 繰り返しになるが、かなり法律的に強い措置を強いることになるので、訴訟などを考えると、地域間で基準に差が出るのは不公平ではないかということを追及されることが当然想定される。今、現に居住している者の居住権を剥奪するという結果を招くので、私どもとしては国で定めるべきと考える。

(大橋構成員) 家賃が低い地方都市で退去させるときに、東京で家を買える基準というのは生存権を考慮しても保障が強過ぎるのではないかと。強制措置であるとしても。

(高橋部会長) 豊田市がこれだけ困っているところで、出してもらえないというのは逆に不公平なのではないかと。

(国土交通省) 居住の自由があるため、基準に地域差がつくことについては、従来から非常に慎重に考えてきた。少なくとも条例委任ということになると、地方公共団体の裁量で基準が変わることになるので、そこは慎重に考える必要がある。

(高橋部会長) そこは条例の基本的な参酌基準を客観的に示していただいて、それを踏まえて合理的に説明できるように条例制定の裁量権を行使してくださいという仕組みは十分可能なのではないかと。丸裸で条例委任してくれと言っているわけではない。この辺については是非御検討いただけないかと。

(国土交通省) 昨年からの議論ということで内部でも議論をしているが、基準がいくつもある、条例で変えられるとなると、説明に苦慮する。なぜ条例で基準を上げ下げできるのかという、退去させられる側の意見についても考える必要がある。

(大橋構成員) 住居が不足しているということで、公営住宅に低廉な家賃で入居できるという施策とする場合、居住者の住んでいる近傍の住環境やマーケットの状況が基準になるというのは、自然ではないかと。それを全国一律という形で保障する必要はあるのか。税金で補填している仕組みでなぜそこまで高い水準のものを保障する必要が出てくるのか。権利という観点からもそこまでは出てこないのではないかと。

(高橋部会長) 自治体提案を実現するというのはいろいろなやり方があるので、全国一律でない形でいわゆるフレキシブルにできるようなことがあれば、それは自治体提案を一部でも実現したことになる。是非内部で全国一律で本当にいいのかどうか、逆の面での平等とか公平という観点から、入居希望者が滞留している中で、そういう高額所得者が居座ることが、本当に公営住宅政策としていいのかどうかということ踏まえて、御検討いただけないかと。

(国土交通省) それは条例ではなくてということか。

(高橋部会長) そこを含めて真摯に、まず全国一律でなければいけないのかということを含めて御検討いただければありがたいが、いかがかと。

(国土交通省) この場で対応について即答するのは難しい。

(高橋部会長) 即答でという話ではないので、1つの手がかりとして第2次ヒアリングに向けて、御検討いただきたい。

(国土交通省) 色々な知見をお持ちの先生方とか、私どももそういう方にも伺うなりして研究をするということ考えさせていただきたい。

(高橋部会長) では、2次ヒアリングまでに少し御研究いただきたい。

(勢一構成員) 私は九州、福岡にある大学に所属しているので、地方に住んでいるが、やはり給料の面とか民間家賃の面とかいろいろ考えたときに、地域の物価とか経済水準の違いというのは正直大きい。今回アンケート調査で収入基準に対する考え方を調査していただいたが、これは担当者の意見ということで非常に重要だと思う。地域によって民間の家賃相場が違えば、住宅の供給状況が恐らく違うというのは、データをお持ちだと思うので、私どもにも見せていただいて、こういう状況であってもなお国が全国一律に設定することの方が合理的であるというのが御説明いただければ、私たちも考え方を考えることができるのではないかと。そういう形で少し資料をお示しいただけないかと。

(国土交通省) 了解した。御用意させていただく。

(野口構成員) 昨年からの継続で全国的なニーズを見るということであったが、そのニーズが見えてきている。ニーズが読みとれる数字が出てきているのであれば、当然シンプルな考え方としては、では次にどういう制度設計があり得るのか、そのときの懸念はどうで、その懸念はどうやったらね返すことができるのかという議

論に進んでいくのだと思われる。前向きに検討に入るという時期ではないかと思っているので、自治体からの提案にどう応えられるかということをお検討いただきたい。

(高橋部会長) 我々は基本的に条例委任、要するに入るところが条例なのに何で出るところが条例ではないのかという基本的な問題意識は持っており、それを前提として、まず全国一律とする必要性について、手掛かりとして御検討いただきたい。是非第2次ヒアリングまでに御検討の結果を御教示いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)